

声明

ゴビンダ・プラサド・マイナリさんの無罪判決にあたって 日本の司法が、心からの反省と謝罪にも とづき、全面的検証を行うことを求めます。

さる11月7日、東京高等裁判所第4刑事部（小川正持裁判長）は、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんの再審において、無罪を意味する「控訴棄却」の判決を言い渡しました。

逮捕以来15年7ヶ月余にわたり、一貫して無実を訴え、正義を求めてきたゴビンダさんの叫びが、ようやく実を結び、正しい判決が行われたことを歓迎します。

この勝利は、ゴビンダさんと弁護団による不屈のたたかいが結実したものであり、また日本弁護士連合会の支援の賜物でもあります。さらに、ゴビンダさんの無実を信じ、日本の司法が犯した過ちを正すことを求めて、長年変わることなく物心両面で彼とご家族を支えてきた、一人ひとりの市井の市民の正義感こそが、司法を動かしたのです。

再審判決は、以下のように述べ、一審無罪判決（2000年4月14日/東京地方裁判所・大淵敏和裁判長）の正しさを、明白に認めました。

「被告人に対し、本件公訴事実につき犯罪の証明がないとして無罪を言い渡した原判決に事実の誤認はない。（検察官控訴の）論旨は理由がない」

判決後の記者会見で、弁護団がいみじくも指摘したように、この判決は今から12年前に聞くことができ、当然のものでした。

昨年春以降、徐々に開示され、DNA鑑定を実施するなどした結果、無実を証明するに至った諸証拠（一連の鈴木鑑定や久保田鑑定等）は、いずれも第一審段階から存在していたものであり、DNA鑑定も、遅くとも2003年には実施可能なものでした。さらに特筆すべきは、逮捕前の97年4月に判明していた、ゴビンダさんではない第三者が被害者の遺体に痕跡を残していたことを示す久保田鑑定が、昨年9月まで隠されていたことです。

無罪判決が遅きに失したのは、検察による証拠の隠蔽が行われてきたからにはほかならないのは、誰の目にも明らかです。にもかかわらず検察は「DNA鑑定技術の進歩によって新しい事実が明らかになり、証拠関係が変わったにすぎず、捜査や公判に問題はなかった」として、証拠隠しという卑劣な行為を反省も検証もしないと公言しているのです。

また、無罪を言い渡した再審判決も、一審の正しさを認めた一方で、合理的理由も証拠もなくそれを破棄し、逆転有罪とした原控訴審判決に対し、一言も言及していません。

現裁判体が直接関与したものではないとはいえ、同じ東京高裁第4刑事部が行った明白な誤判について、批判も反省もなく、またゴビンダさんへの一言の謝罪さえない判決は、人の運命を左右するほどの権力行使への真摯な畏怖も、無辜を処罰した取り返しのできない人権侵害に対して人間として向き合う姿勢も感じられない、空疎で魂のないものであり、私たちに深く失望させ、司法への信頼感に冷水を浴びせるものでした。

検察、裁判所が、無実の人を15年も苦しめた誤判原因に対し、これ以上あれこれの逃げ口上や法務大臣談話のようなその場しのぎの「謝罪」に終始するなら、司法への信頼は、もはや取り返ししようもなく崩壊しつつあることを知るべきです。

検察と裁判所は、心からの反省と謝罪にもとづき、誤判原因究明のために、第三者機関からの検証を受けることを含め、再発防止のための司法改革に真剣に取り組まなければなりません。その具体的道程を、直ちに全国民に示すことを強く求めるものです。

2012年11月12日

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付

日本国民救援会中央本部 <http://kyuenkai.org/>

〒113-0034 東京都文京区湯島24-4 平和と労働センター・全労連会館 5F